

社会福祉法人 大木会 定款

昭和43年6月26日認可

厚生省収児第387号

昭和43年7月15日設立

平成29年4月1日施行

社会福祉法人大木会定款

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第 1 種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第 2 種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 特定相談支援事業の経営

(ハ) 障害児相談支援事業の経営

2 この社会福祉法人は、前項のほか次の事業を行う。

(1) 知的障害児（者）に関する相談、研究及び啓発事業

(2) 知的障害児（者）の援護事業

(3) 現存施設利用による人材育成事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人大木会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を滋賀県湖南市石部が丘二丁目 1 番 1 号に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 1 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 評議員の選任については、社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のもの決算に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる（役員等の報酬及び費用弁償に関する規程参照による）。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(7) 定款の変更

(8) 残余財産の処分

(9) 基本財産の処分

(10) 社会福祉充実計画の承認

(11) 公益事業に関する重要な事項の承認

(12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月および3月に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面でその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第15条 前条の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面、または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第16条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 副理事長を置くことができる。副理事長は1名とし、理事の互選とする。

4 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とし、1名を常務理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 理事の選任については、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 監事の選任については、社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各理事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のもの決算に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(損害賠償責任の免除)

第27条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事(以下この条において、「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 顧問・参与

(顧問・参与)

第29条 この法人に、顧問1名および参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、別記に掲げる財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、湖南市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、湖南市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理及び保有株式にかかる議決権の行使)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

4 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する

場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 収支予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することなどを目的として事業を行う。

(1) 退所後の生活管理支援事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第10章 解散

（解散）

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

（定款の変更）

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、湖南省長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を湖南省長に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人大木会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事（理事長）	田 村 一 二
理事（常務）	三 浦 了
理 事	糸 賀 一 雄
理 事	岡 野 き く
理 事	藪 内 武
監 事	米 田 仙 治

附 則

この定款は、昭和43年7月15日から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更認可の日(平成17年3月29日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更の認可日(平成17年8月31日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更の認可日(平成19年3月6日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更の認可日(平成20年8月8日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更の認可日(平成22年9月6日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、平成25年7月26日付で変更する。ただし、施行日については、平成25年4月1日とする。

附 則

この定款の改正は、定款変更認可の日(平成26年7月2日)から変更する。ただし、第5条および第14条の変更は平成26年7月15日から施行する。

附 則

この定款の改正は、定款変更認可の日(平成26年9月4日)から変更する。

附 則

この定款の改正は、定款変更届出の日(平成26年11月26日)から変更する。

附 則

この定款の改正は、定款変更認可の日(平成27年7月9日)から変更する。

ただし、施行日については、平成27年4月1日とする。

附 則

この定款の改正は、定款変更認可の日(平成29年3月10日)から変更する。

ただし、施行日については、平成29年4月1日とする。

別記(第36条第2項)

- (1) 滋賀県湖南市石部が丘二丁目 3814 番地 7 所在の宅地(8,278 m²)
- (2) 滋賀県湖南市宝来坂一丁目 3819 番地 所在の田(1,176 m²)
- (3) 滋賀県湖南市宝来坂一丁目 3820 番地 所在の田(1,907 m²)
- (4) 滋賀県湖南市丸山一丁目 3919 番地 20 所在の山林(509 m²)
- (5) 滋賀県湖南市丸山一丁目 3919 番地 21 所在の山林(585 m²)
- (6) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 1 所在の雑種地(2,058 m²)
- (7) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 2 所在の雑種地(322 m²)
- (8) 滋賀県湖南市石部が丘二丁目 3814 番地 7 所在の
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板瓦葺渡廊下付3階建1棟(3,064.63 m²)
- (9) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟(279.01 m²)
- (10) 同上所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟(138.50 m²)
- (11) 同上所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟(138.50 m²)
- (12) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟(72.00 m²)
- (13) 同上所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(81.00 m²)
- (14) 同上所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(112.74 m²)
- (15) 同上所在の鉄骨造スレート葺2階建1棟(100.68 m²)
- (16) 同上所在の鉄筋コンクリート造・鉄骨造スレート葺2階建1棟(836.85 m²)
- (17) 同上所在の鉄骨造スレート葺2階建1棟(150.21 m²)
- (18) 同上所在の木造スレート葺平家建1棟(33.12 m²)
- (19) 滋賀県湖南市東寺二丁目 125 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建1棟
(66.00 m²)
- (20) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(102.06 m²)
- (21) 同上所在の鉄骨造スレート葺平家建1棟(67.00 m²)
- (22) 同上所在の木造瓦葺平家建1棟(49.68 m²)
- (23) 同上所在の木造瓦葺平家建1棟(62.60 m²)
- (24) 同上所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建1棟(341.50 m²)
- (25) 同上所在の木造かわらぶき平家建1棟(72.05 m²)
- (26) 同上所在の木造スレート葺2階建1棟(82.08 m²)
- (27) 同上所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺2階建1棟(2,045.88 m²)
- (28) 同上所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(15.97 m²)
- (29) 同上所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(6.55 m²)
- (30) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 2、920 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建1棟
(218.07 m²)
- (31) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 2、920 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建1棟
(222.75 m²)
- (32) 有価証券 12 銘柄(銘柄名・数量) 日本毛織・2200 株、東レ・7893 株、
王子ホールディングス・1000 株、日本製紙・300 株、住友化学・3000 株、
武田薬品工業・3000 株、三菱マテリアル・4000 株、日立製作所・6000 株、
滋賀銀行・83000 株、三井不動産・3000 株、関西電力・1134 株、大阪瓦斯・13276 株

別記(第36条第2項)

- (1) 滋賀県湖南市石部が丘二丁目 3814 番地 7 所在の宅地(8,278㎡)
- (2) 滋賀県湖南市宝来坂一丁目 3819 番地 所在の田(1,176㎡)
- (3) 滋賀県湖南市宝来坂一丁目 3820 番地 所在の田(1,907㎡)
- (4) 滋賀県湖南市丸山一丁目 3919 番地 20 所在の山林(509㎡)
- (5) 滋賀県湖南市丸山一丁目 3919 番地 21 所在の山林(585㎡)
- (6) 滋賀県湖南市石部南七丁目 244 番地 5 所在の宅地(159.21㎡)
- (7) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 1 所在の雑種地(2,058㎡)
- (8) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 2 所在の雑種地(322㎡)
- (9) 滋賀県湖南市石部が丘二丁目 3814 番地 7 所在の
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板瓦葺渡廊下付3階建1棟(2,995.22㎡)
- (10) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟(279.01㎡)
- (11) 同上所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟(138.50㎡)
- (12) 同上所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建1棟(138.50㎡)
- (13) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟(72.00㎡)
- (14) 同上所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(81.00㎡)
- (15) 同上所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(112.74㎡)
- (16) 同上所在の鉄骨造スレート葺2階建1棟(100.68㎡)
- (17) 同上所在の鉄筋コンクリート造・鉄骨造スレート葺2階建1棟(836.85㎡)
- (18) 同上所在の鉄骨造スレート葺2階建1棟(150.21㎡)
- (19) 同上所在の木造スレート葺平家建1棟(33.12㎡)
- (20) 滋賀県湖南市東寺二丁目 125 番地 2 所在の鉄骨造スレート葺平家建1棟
(66.00㎡)
- (21) 同上所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(102.06㎡)
- (22) 同上所在の鉄骨造スレート葺平家建1棟(67.00㎡)
- (23) 同上所在の木造瓦葺平家建1棟(49.68㎡)
- (24) 同上所在の木造瓦葺平家建1棟(62.60㎡)
- (25) 同上所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建1棟(341.50㎡)
- (26) 同上所在の木造かわらぶき平家建1棟(72.05㎡)
- (27) 同上所在の木造スレート葺2階建1棟(82.08㎡)
- (28) 同上所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺2階建1棟(1,965.05㎡)
- (29) 同上所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(15.97㎡)
- (30) 同上所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟(6.55㎡)
- (31) 滋賀県湖南市石部南七丁目 224 番地 5 所在の軽量鉄骨造スレート葺2階建1棟
(106.89㎡)
- (32) 滋賀県湖南市東寺一丁目 920 番地 2、920 番地 1 所在の木造かわらぶき平家建1棟
(218.07㎡)
- (33) 有価証券 12銘柄(銘柄名・数量) 日本毛織・2200株、東レ・7893株、
王子ホールディングス・1000株、日本製紙・300株、住友化学・3000株、
武田薬品工業・3000株、三菱マテリアル・4000株、日立製作所・6000株、
滋賀銀行・83000株、三井不動産・3000株、関西電力・1134株、大阪瓦斯・13276株